

議案第2034号

特殊建築物の敷地の位置について

(建築基準法第51条ただし書による許可)

1 建築基準法第51条（特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

※ 特定行政庁：建築基準法を執行する機関（建築主事が置かれている自治体の長）

1 その他政令で定める処理施設

建築基準法施行令第130条の2の2（抜粋）

法第51条の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一般廃棄物処理施設（市都市計画審議会附議）

許可を必要とする施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項

▶ 一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設

産業廃棄物処理施設（県都市計画審議会附議）

許可を必要とする施設

廃棄物処理法施行令各号に掲げる産業廃棄物の処理施設

▶ 一日当たりの処理能力が5トンを超える木くず又は
がれき類の破碎施設

計画：木くず 320 t / 日

1 産業廃棄物処理施設の設置に必要なとなる手続

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

○産業廃棄物処理施設の設置許可

- ・施設の技術基準
- ・周辺地域への環境影響
- ・事業者の技能、経理的基礎 など

県南地方振興局環境課
において審査中

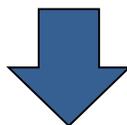
建築基準法 (第51条)

○都市計画における敷地の位置の決定又はただし書による敷地の位置に関する許可

許可の基本方針

(都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
- 2 土地利用計画との整合
- 3 都市計画施設との整合
- 4 市街地開発事業との整合



産業廃棄物処理施設の設置

1 都市計画上の支障の有無の判断基準

着目点	整合性
1 上位計画(都市計画マスタープラン等)との整合	<ul style="list-style-type: none">・区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープラン、市町村立地適正化計画の内容と著しく乖離しないこと。
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none">・市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置すること。・地区計画等と整合していること。
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none">・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none">・市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること。

2 会社及び施設の概要

【会社の概要】

- 称号 株式会社ミツヤマグリーンプロジェクト
- 代表者 代表取締役 満山泰次
- 本社所在地 白河市大信下新城字北山61番1
- 事業内容 産業廃棄物の中間処理業、再生材の販売等

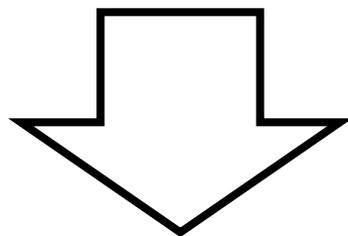
【産業廃棄物処理施設の概要】

- 所在地 白河市大信下新城字金子山74番 外3筆
- 敷地面積 20,133.81 m²
- 建築面積 424.76 m²
- 延床面積 424.76 m²
- 処理施設 破砕処理施設
- 産業廃棄物の種類
木くず (320t/日)
- 施設の稼働時間 8:00~17:00 (実働8時間)

3 建築基準法施行令で定める処理施設

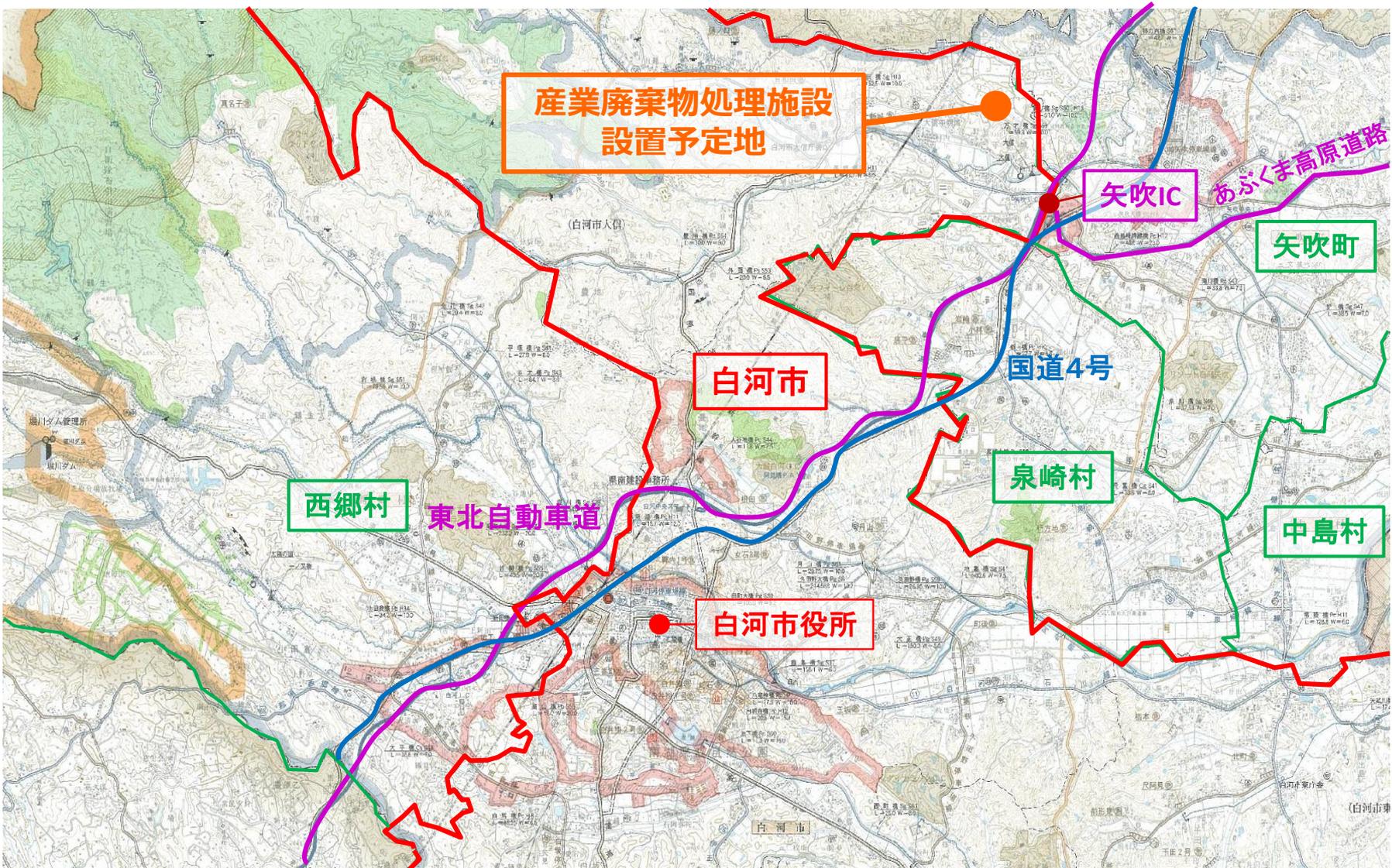
導入する破砕機の最大処理能力

処理施設		1日当たりの処理能力
破砕施設	木くず	最大 320 t/日



廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設
八の二 木くずの破砕施設
(1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)
計画：木くず 320 t/日

4 敷地の位置



4 敷地の状況

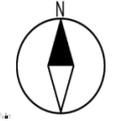
株式会社ミツヤマグリーンプロジェクト
産業廃棄物処理施設設置予定地
位置：白河市大信下新城字金子山74番、75番、76番、87番
敷地面積：20,133.81 m²

用途地域 指定なし

西白河郡
矢吹町

市道北ノ内大久保線

至 県道矢吹天栄線

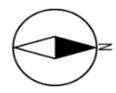
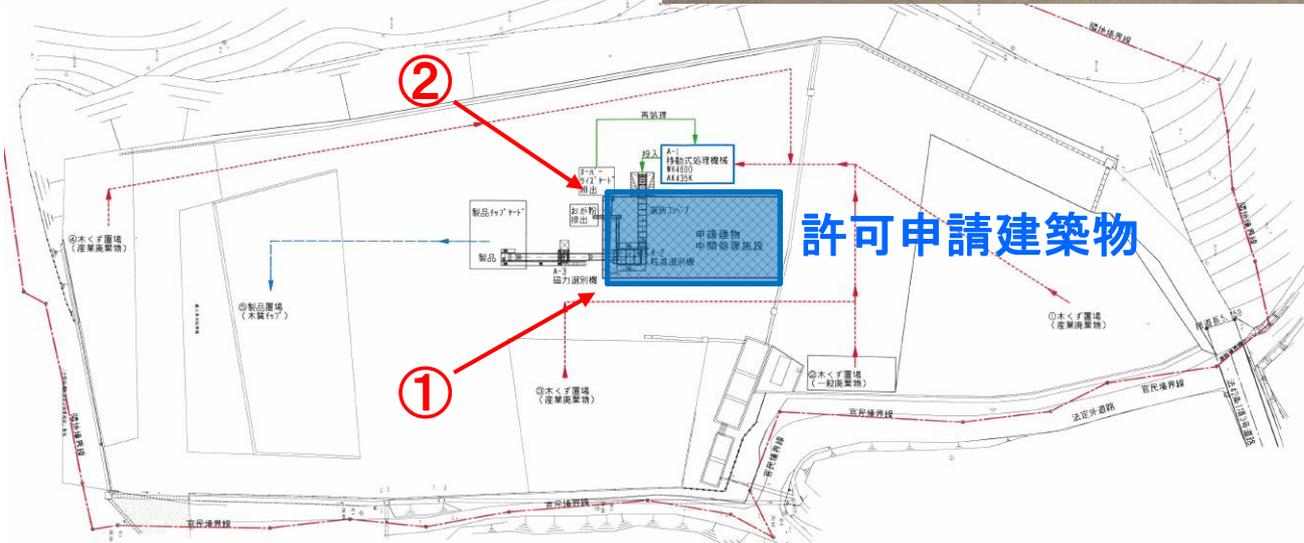


5 現地写真

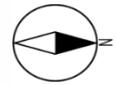
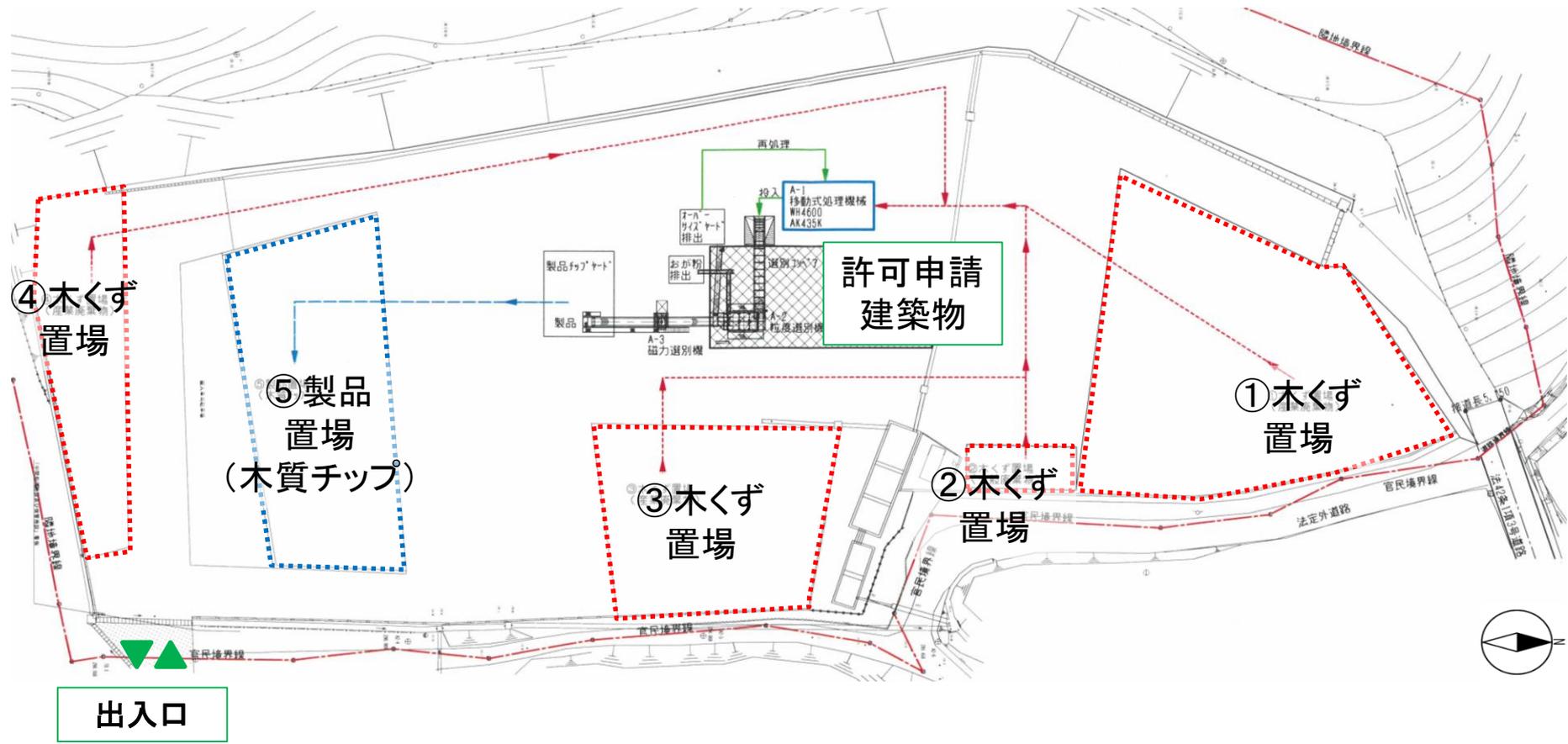
【写真①】



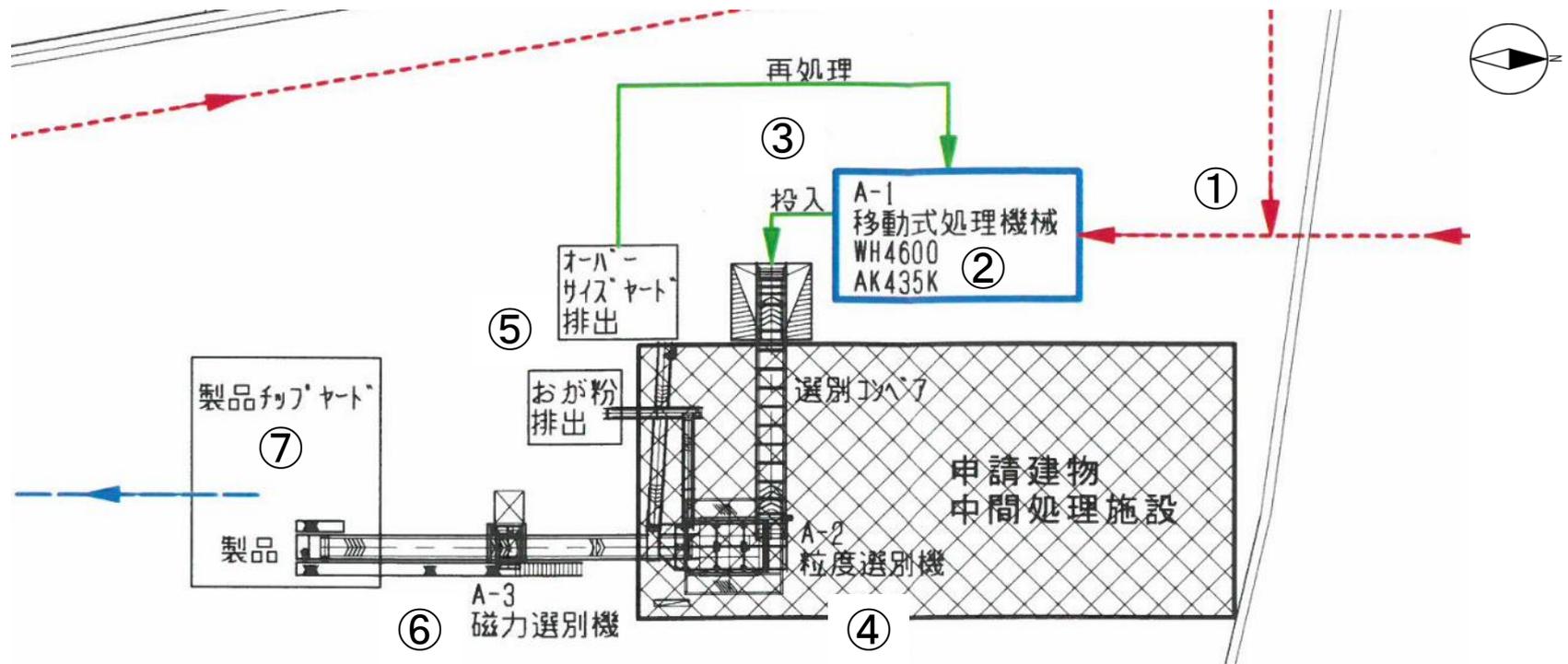
【写真②】



6 廃棄物の搬入及び製品搬出の流れ



6 処理フロー図



① 木くず置場から処理機械まで木くずを移動

② 処理施設で木くずを粉碎し磁力選別

③ 処理された木くずをコンベアに投入

④ 粒度選別機で大きさに選別

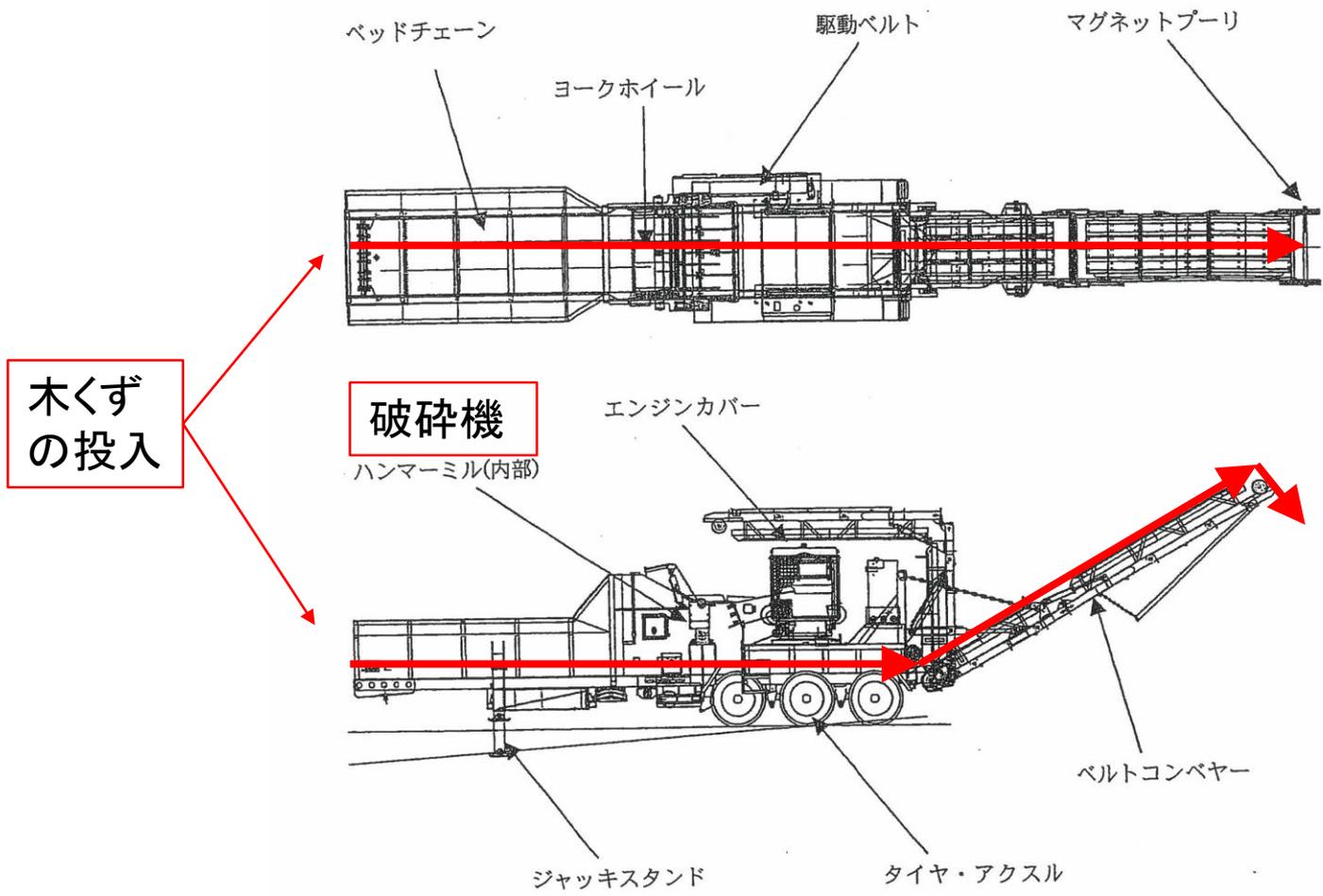
⑤ オーバーサイズは再処理、10mm以下はおが粉として排出

⑥ 磁力選別機で再度金属類を排除

⑦ 木質チップとして保管

6 破碎処理施設

MODEL4600



7 都市計画上の支障の有無

着 目 点	整 合 性
1 上位計画との整合 ① 県南都市計画区域 マスタープラン ② 白河市都市計画 マスタープラン ③ 白河市立地適正化計画	当該地の土地利用方針について、以下のとおり上位計画との整合が図られている。 ①② 住居系及び商業系市街地としての土地利用を図る地域ではない。 ③ 都市拠点形成区域及び街なか居住区域のいずれにも設定されていない。
2 土地利用計画との整合	・当該地は非線引き都市計画区域内で、用途地域が定められていない白地地域である。 ・地区計画等について、決定されているものはない。
3 都市計画施設との整合	当該地周辺には、都市計画道路や都市公園などの都市施設はない。
4 市街地開発事業との整合	当該地周辺には、市街地開発事業等はない。